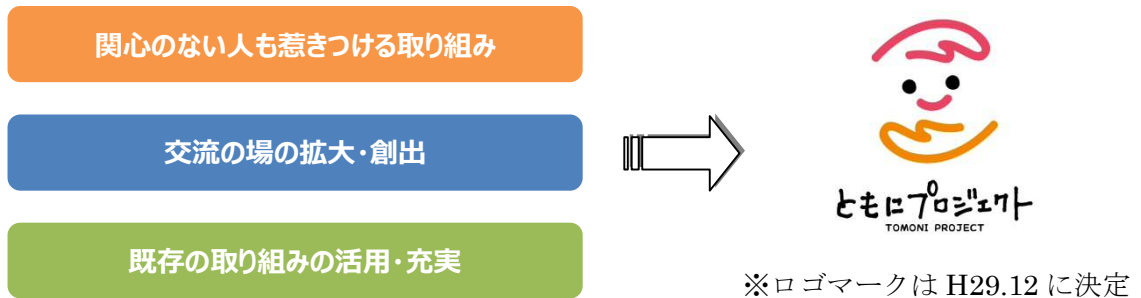


ともにプロジェクトの推進体制等について

1. プロジェクトの立ち上げ、名称の決定

第2回条例推進会議において、条例の普及啓発を進める取り組みとして「プロジェクト」を立ち上げ、具体的な取り組みについてはワーキンググループで検討・実施し、条例推進会議において報告、今後の方針決定を行うことを決定。

会議終了後、プロジェクトの名称について委員から意見聴取し、複数の候補の中から「ともにプロジェクト」という名称に決定。



2. ワーキンググループについて

グループ	主な検討内容
A	<p><u>障がいのある人とない人の交流の機会の創出</u> (開催月：9月、2月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☛ 学校における障がいのある人との交流 ☛ 一般市民も参加できる障がい福祉施設等の活動の情報の収集 等
B	<p><u>一般企業への周知啓発</u> (開催月：8月、2月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☛ 企業における合理的配慮の事例の収集 ☛ 「短時間就労」の検討 等
C	<p><u>わかりやすい広報</u> (開催月：8月、9月、11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☛ ロゴマークの作成 ☛ ヘルプカードの作成 等

(ワーキンググループの様子)



☛ 情報保障として「要約筆記」をつけて開催